## 令和3年2月定例農業委員会議事録

- 1. 日 時 令和3年2月16日(火)9:00~10:00
- 2. 場 所 本山町役場 第1会議室
- 3. 出席委員(11名)
  - 1番 川村 隆重 (職務代理者)
  - 2番 川村 雅敏
  - 3番 上田 亜矢子
  - 4番 右城 雄一
  - 5番 前田 博
  - 7番 松繁 康雄
  - 8番 津田 洋介
  - 10番 藤原 厚志
  - 11番 澤田 博
  - 12番 伊藤 彰信
  - 14番 山下 文一(会長)
  - 4. 欠席委員(3名)
    - 6番 畠山 日出男
    - 9番 松葉 晶夫
    - 13番 福島 敏仁
  - 5. 農業委員会事務局職員

事務局長 川村 勝彦

書 記 川村 英司

6. 議事日程

議事録署名委員の指名 8番 津田 洋介 10番 藤原 厚志 会議書記の指名事務局書記 川村 英司

- 第1 農業振興地域整備計画の変更について
- 第2 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第3 非農地証明願いについて
- 第4 基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)について
- 第5 その他の件
  - 連絡事項等
  - その他

事務局: ただいまより、令和2年度2月定例会を開会いたします。 それでは、会長の議事進行で会議を始めたいと思います。よろしくお願いします。

会 長: それでは、議事録署名委員は、8番 津田洋介 委員と10番 藤原 厚志 委員にお願いいたします。書記につきましては、事務局の川村となります。 それでは、議事に入ります。議題1番「農業振興地域整備計画の変更について」関連がありますので、審議番号1~2番について、事務局より提案理由の説明、説明後、確認された地元委員の補足説明をお願いします。

事務局: それでは、議題1番「農業振興地域整備計画の変更について」審議番号1~2番につきまして、提案いたします。P1 (資料に基づき説明。)(P2~5参考資料)本案件は、農業用水がなく耕作が困難であったため、約25年以上前に周りの土地にも植林されていたこともあり植林を行っています。現況は、一体が山林となっており、今後も耕作は不可能であります。その為、農用地区域から除外の許可がおり次第、非農地証明願いを提出する予定です。申請地を除外・転用することに問題ないと考えます。現地確認は、令和3年2月10日に松繁康雄委員と川村隆重委員に実施してもらっています。なお、確認をされました委員さんより補足説明をお願いいたします。

委 員: 補足説明。

会 長: ただいま提案説明のありました、議題1番、審議番号1~2番について、ご意見、ご質問はございませんか。

会 長: 無ければ、議題1番、審議番号1~2番について、承認することに異議はございませんか。

委員: 異議なし。

会 長: 異議なしの声がありましたので、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員: 举手。

会 長: 全員賛成ですので、議題1番、審議番号1~2番については承認されました。 続きまして、議題1番「農業振興地域整備計画の変更について」審議番号3番について、 事務局より提案理由の説明、説明後、確認された地元委員の補足説明をお願いします。

事務局: それでは、議題1番「農業振興地域整備計画の変更について」審議番号3番につきまして、提案いたします。P1(資料に基づき説明。)(P6~7参考資料)本案件は、申請者の居住地が離れており、本業も忙しく20年ほど前から耕作が困難になり、原野化されており、今後も耕作は不可能であります。その為、農用地区域から除外の許可がおり次第、非農地証明願いを提出する予定です。申請地を除外・転用することに問題ないと考えます。現地確認は、令和3年2月10日に松繁康雄委員と畠山日出男委員に実施してもらっています。なお、確認をされました委員さんより補足説明をお願いいたします。

委員: 補足説明。

会 長: ただいま提案説明のありました、議題1番、審議番号3番について、ご意見、ご質問は ございませんか。

会 長: 無ければ、議題1番、審議番号3番について、承認することに異議はございませんか。

委員: 異議なし。

会 長: 異議なしの声がありましたので、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員: 举手。

会 長: 全員賛成ですので、議題1番、審議番号3番については承認されました。 続きまして、議題1番「農業振興地域整備計画の変更について」審議番号4番について、 事務局より提案理由の説明、説明後、確認された地元委員の補足説明をお願いします。

事務局: それでは、議題1番「農業振興地域整備計画の変更について」審議番号4番につきまして、提案いたします。P1(資料に基づき説明。)(P8~9 参考資料) 本案件は、近隣に木質バイオマス発電施設及び次世代園芸施設が建設されることになり、その建設を要する土地に土建会社が使用する資材置場があり、施設建設のために新たな土地へ資材置場を移転する必要があったところ、既存の資材置場の近くで面積も十分な申請地がありました。国道と隣接し、大型車両も出入りできる等、条件を満たす土地は他に無く、今回の申請に至っています。その為、農用地区域から除外の許可がおり次第、転用し、資材置場にする計画であります。周辺農地の迷惑にならないように整備し、今後も周辺農地や農業用水路の維持管理にも積極的に携わり、農地への影響は最低限に抑えるように務めるとのことです。申請地を除外・転用することに問題ないと考えます。現地確認は、令和3年2月10日に松繁、康雄、委員と畠山日出男、委員に実施してもらっています。なお、確認をされました委員さんより補足説明をお願いいたします。

委 員: 補足説明。

会 長: ただいま提案説明のありました、議題1番、審議番号4番について、ご意見、ご質問は ございませんか。

会 長: 無ければ、議題1番、審議番号4番について、承認することに異議はございませんか。

委員: 異議なし。

会 長: 異議なしの声がありましたので、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員: 挙手。

会 長: 全員賛成ですので、議題1番、審議番号4番については承認されました。 続きまして、議題1番「農業振興地域整備計画の変更について」審議番号5番について、 事務局より提案理由の説明、説明後、確認された地元委員の補足説明をお願いします。

事務局: それでは、議題1番「農業振興地域整備計画の変更について」審議番号5番につきまし

て、提案いたします。P1(資料に基づき説明。)(P10~11 参考資料)

申請地は、山林にも囲まれており、水路も不便であり、鳥獣被害もあることから、10年以上耕作ができず、現在、原野になっています。今後も農地として耕作するのが厳しいのが実情であります。その為、農用地区域から除外の許可がおり次第、非農地証明願いを提出する予定です。申請地を除外・転用することに問題ないと考えます。

現地確認は、令和3年2月10日に川村雅敏 委員と右城雄一 委員に実施してもらっています。なお、確認をされました委員さんより補足説明をお願いいたします。

委 員: 補足説明。

会 長: ただいま提案説明のありました、議題1番、審議番号5番について、ご意見、ご質問は ございませんか。

会 長: 無ければ、議題1番、審議番号5番について、承認することに異議はございませんか。

委員: 異議なし。

会 長: 異議なしの声がありましたので、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員: 挙手。

会 長: 全員賛成ですので、議題1番、審議番号5番については承認されました。 続きまして議題2番「農地法第3条の規定による許可申請について」審議番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局: それでは、議題2番「農地法第3条の規定による許可申請について」議番号1番について、提案いたします。P12(資料に基づき説明。)(P13~14参考資料)農地法第3条第2項の譲受人の農作業への従事日数、機械等の保有状況、下限面積もクリアされており問題はないと考えます。現地確認は、令和3年2月12日、松繁康雄委員と松葉 晶夫 委員にお願いしました。なお、確認をされました委員さんより補足説明をお願いいたします。

委員: 補足説明。

会 長: ただいま提案説明のありました、議題2番審議番号1番について、ご意見、ご質問は ございませんか。 無ければ、議題2番審議番号1番について、承認することに異議はございませんか。

委員: 異議なし。

会 長: 異議なしの声がありましたので、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員: 挙手。

会 長: 全員賛成ですので、議題2番審議番号1番については承認されました。 続きまして、議題3番「非農地証明願いの件について」審議番号1について、事務局よ り提案理由の説明、説明後確認された地元委員の補足説明があればお願いします。

事務局: それでは、議題3番「非農地証明願いの件について」審議番号1について、提案いたします。P15(資料に基づき説明。)(P16~17参考資料)

本案件は、約20年前に申請者の父親が亡くなり、その頃から申請地の農地は耕作ができず、現在、原野になっています。申請者は、大阪府に居住しており、今後は農業を続けることは困難であります。また、当該申請地は、進入経路や水路も不便であり、一部は居住地から車で30分以上離れた山中にあるなど、耕作することが厳しいのが実情であります。昨年の農業委員会定例会において、農業振興地域整備計画の農用地区域から除外するということで、承認されております。また、農業振興地域整備計画変更に伴う農用地利用計画案の公告縦覧を完了し、除外許可の予定であり、特に問題ないと考えます。現地確認は、令和2年8月4日に松繁康雄委員と畠山日出男委員に実施してもらっています。なお、内容は変更ありませんが、確認をされました委員さんより補足説明があれば、お願いいたします。

委 員: 補足説明。

会 長: ただいま提案説明のありました、議題3番、審議番号1番について、ご意見、ご質問は ございませんか。

無ければ、議題3番、審議番号1番について、承認することに異議はございませんか。

委員: 異議なし。

会 長: 異議なしの声がありましたので、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員: 举手。

会 長: 全員賛成ですので、議題3番、審議番号1番については承認されました。 続きまして、議題4番「基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)について」 審議番号1~8番について事務局より一括説明をお願いします。

事務局: それでは、議題4番「基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)について」審議番号1~8番について提案いたします。本案件は、利用権設定で再設定の案件です。 P18~20(資料に基づき説明。)

会 長: ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。 無ければ、採決に移ります。

議題4番「基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)について」審議番号1~8番について承認することについて賛成の方の挙手をお願いします。

委 員: 挙手。

会 長: 全員賛成ですので議題4番、審議番号1~8番については承認されました。 続きまして、議題4番「基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)について」 審議番号9番について事務局より説明をお願いします。

尚、 
の関連案件ですので、退室をお願いします。

事務局: それでは、議題4番「基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)について」審議番号9番について提案いたします。本案件は、利用権設定で再設定の案件です。 P21(資料に基づき説明。)

会 長: ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。 無ければ、採決に移ります。

議題4番「基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)について」審議番号9番について承認することについて替成の方の挙手をお願いします。

委員: 挙手。

会 長: 全員賛成ですので議題4番、審議番号9番については承認されました。 の入室を認めます。

> 続きまして、議題4番「基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)について」 審議番号10~12番について事務局より一括説明をお願いします。

事務局: それでは、議題4番「基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)について」審議番号10~12番について提案いたします。本案件は、利用権設定で再設定の案件です。 P21~22(資料に基づき説明。)

会 長: ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。 無ければ、採決に移ります。 議題4番「基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)について」審議番号10~

12番について承認することについて賛成の方の挙手をお願いします。

委員: 举手。

会 長: 全員賛成ですので議題4番、審議番号10~12番については承認されました。 つづきまして、議題5番「その他の件」にうつります。 各委員より報告があればお願いします。

(報告事項の確認)

会 長: 次回定例会について事務局より提案をお願いします。

事務局: 次回定例会は、3月9日(火)午前9時から役場2階第1会議室で、提案します。

会 長: 事務局の提案どおりでよろしいでしょうか。

委員: 異議なし。

会 長: それでは次回日程は、事務局提案どおりでお願いします。 他に何かございませんか。

委員: ございません。

会 長: 無いようですので、2月定例農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。